

3 国民経済計算体系（SNA）への対応

3-1 国及び大阪府における推計の沿革、並びに SNA への対応

国民所得統計は、内閣統計局（現総務省）が 1928（昭和 3）年に「大正 14 年における国民所得」をまとめたものが最初である。以後第 2 次世界大戦前から、幾つか国民所得の推計が行われてきた。そして戦後においては、国民所得の総額に重点を置く推計から、経済の構造的循環をとらえる国民所得勘定へと発展し、1953（昭和 28）年に「昭和 26 年国民所得報告」として閣議報告されて以来、毎年政府による推計及び公表が行われている。

一国の経済状態についての記録として、国民所得統計は幾度かの改訂を経ながら推計を続けてきたが、1978（昭和 53）年には 1968（昭和 43）年の国際連合の勧告に基づき、従来の「国民所得統計」から、国際的な基準である「国民経済計算体系（System of National Accounts：いわゆる 68SNA）」に移行した。これにより、国民所得統計を中心に、産業連関表、資金循環表、国民貸借対照表及び国際収支表の 5 つの勘定を体系的、整合的に統合し、国全体の経済活動をモノ（財貨・サービス）、カネ（所得及び金融資産・負債）、フローとストックの側面から多角的、総合的に分析、把握できるようになった。

その後、国際連合において、経済社会環境の変化等に対応するため 68SNA の改定作業が進められ、1993（平成 5）年、新たな国民経済計算の基準として「1993 年国民経済計算体系（System of National Accounts 1993：いわゆる 93SNA）」の使用が勧告された。この勧告に基づき、国では 2000（平成 12）年に 68SNA から 93SNA に移行した。

大阪府では、昭和 25 年版（暦年）から「大阪府民所得（統計）」の推計を開始し、昭和 45 年度版からは国民所得統計の改訂に伴い計算体系や表章形式を改め、昭和 53 年版からは国との整合性を確保するため段階的に 68SNA へ移行を図り、平成 3 年度版からは統計の名称を「大阪府民経済計算」と改めた上で、68SNA に即した県民経済計算標準方式により推計を行ってきた。

上記のとおり国が 93SNA に移行したことにより、国との整合性を確保するため、本府においても内閣府から示された 93SNA による「県民経済計算標準方式（平成 14 年版）」に基づき移行作業を進め、「平成 12 年度確報」から 93SNA に移行した。

国民経済計算及び県民経済計算では、5 年ごとに基準改定を行うこととされており、「平成 22 年度確報」での国の基準改定に伴い、「府民経済計算」においても改定した。これにより、名目値のベンチマーク年である体系基準年を平成 12 暦年から平成 17 暦年に変更した。また、物価の総合指数であるデフレーターを「平成 12 暦年=100」から「平成 17 暦年=100」に変更した。

3-2 93SNA 移行に伴う主な変更点

93SNA への移行（平成 12 年度確報より）に伴い、県民経済計算では新しい概念の導入や表章形式の変更などの改定が行われている。

- ① コンピューター・ソフトウェアへの支出を、これまでの中間投入扱いではなく、投資として総固定資本形成に計上し、無形固定資本として扱うこととなった。
- ② 一般政府が所有する資産（社会資本）について、これまで減耗しないものとして扱ってきたが、93SNA では、有限の耐用年数を有するものとして、新たに固定資本減耗を計上し、これを政府

サービス産出額の構成項目とすることとなった。

- ③ 消費概念について、当該サービスの費用を誰が負担したかという「最終消費支出」概念と、誰がその便益を受けたかという側面に注目した「現実最終消費」概念に二元化することとなった。
- ④ その他、制度部門別所得支出勘定の細分化、産業分類の変更、制度部門内での様々な分類変更などの改定が行われている。

※ なお、93SNA の特徴、内容、推計方法については、内閣府経済社会総合研究所が公表している「解説パンフレット新しい国民経済計算（93SNA）」等を参考にしてください。

3-3 実質化方法の変更

国民経済計算では、総合的な物価指数（デフレーター）を固定基準年方式で算出してきたが、平成 16 年公表分から国内総生産（支出側）については連鎖方式によるデフレーター及び実質値を正式系列とすることとなった。また、「平成 16 年度確報」からは国内総生産（生産側）にも連鎖方式を導入した。

大阪府民経済計算では、「平成 16 年度確報」から府内総生産（生産側）に連鎖方式を導入した。

固定基準年方式と連鎖方式

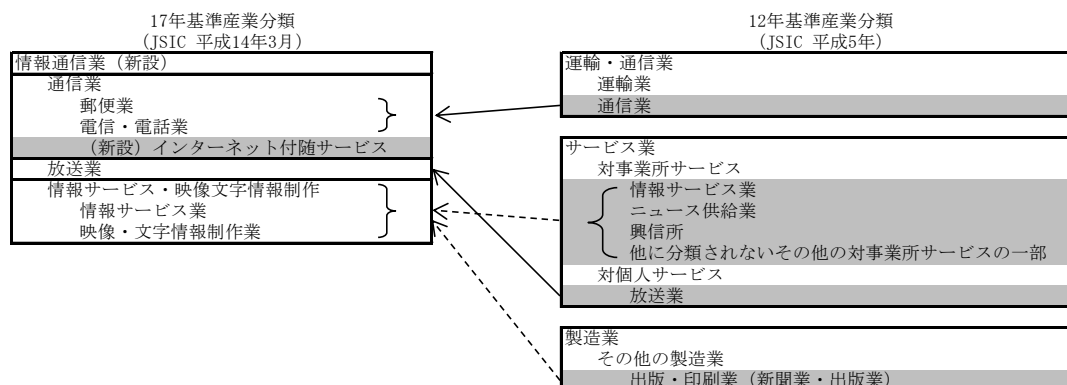
固定基準年方式（fixed-base methods）では、デフレターの計算においてはパーシェ型（比較年のウェイト構成で計算）、実質化の計算においてはラスパイレス型（基準年のウェイト構成で計算）を用いており、基準年から経過するほど、相対価格の変化が大きいものほど「指数バイアス」が著しくなる。連鎖方式(chain-linking methods)とは、このような問題点を踏まえ、実質化において、常に前年を基準年とし、それらを毎年毎年積み重ねて接続する方法である。つまり、「指数バイアス」が最小限となり、実質化において常に最新のウェイト構造が反映されることとなる。

3-4 17年基準改定に伴う主な変更点

① 経済活動及び財貨・サービスの分類の変更

日本標準産業分類（JSIC 平成 14 年 3 月改定）及び平成 17 年産業連関表の統合分類を踏まえた改定を行った（詳細は 149 ページ参照）。

（主な変更点）



② 公的分類格付けの変更

公的部門の範囲の定義： 「政府による所有」（資産の半分以上の保有など）又は、「政府による支配」（役員の任命権を有するなど）のいずれかが該当する場合に公的部門と分類する。

※従来は、政府による「所有」かつ「支配」。

市場性の有無の基準： 無料または経済的に意味の無い価格で供給される財貨及びサービスを生産する者は、対家計民間非営利団体または一般政府に分類される（経済的に意味がある価格か否かの判断は、原則、売上高が生産費用の50%を上回っているかを基準とする）。

※従来は、民間での同種の活動の有無、価格の財・サービスの質・量との比例関係の有無、自由意志での購入の可否のうち2項目が該当すれば市場性あり。

社会保障基金の定義： 「政府による賦課・支配」、「社会の大きな部分をカバーしている」、「強制加入・負担」の全てに該当する社会保障制度を社会保障基金（一般政府の一部）とする。

※従来は、給付と負担がリンクしない（積み立て方式でない）。

金融機関の定義： 売上高の50%以上が、「金融仲介活動」又は「補助的金融活動」による機関を「金融機関」とする。

※従来は、総資産に占める金融資産が90%以上のもの。

なお、実際の公的分類格付けに当たっては、「国民経済計算における政府諸機関の分類」に従っている。

③ FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）の算定の導入

金融仲介サービスについて、従来は帰属利子を金融業の産出額として計上し、欄外で中間投入として一括控除していたが、この扱いを取りやめ、「間接的に計測される金融仲介サービス (Financial Intermediation Services Indirectly Measured)」として、付加価値を発生する活動として計上することに変更した。

FISIM とは、金融仲介サービスの参照金利（インターバンク金利等）と預金金利、貸出金利との差により間接的に計測されるものである。

（主な計上項目）

- 産出額（金融業）、中間投入額（各経済活動別）
- 制度部門別受取利子（FISIM 調整後）、制度部門別支払利子（FISIM 調整後）
- 家計最終消費、政府最終消費、対家計非営利団体最終消費、FISIM 移出入（純）

(FISIM 導入による各制度部門における計数への影響)



(注) 従前の考え方(帰属利子)では、これら金融業の産出は全て中間投入されるとみなされ、金融機関部門の付加価値から控除されていた。FISIM の導入により、これらの産出は企業や家計等の中間投入や最終消費に計上されるとともに、金融機関部門の付加価値に記録されることとなる。

※ 引用 「FISIM 導入による計数への影響について」(平成 23 年 12 月内閣府)

詳細は、以下を参照。

「FISIM 導入による計数への影響について」(平成 23 年 12 月内閣府)

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/gaiyou/pdf/fisim20111226.pdf

「平成 22 年度国民経済計算確報」利用上の注意(平成 23 年 12 月内閣府)

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h22/sankou/pdf/tyui.pdf

④ 自社開発ソフトウェアの推計と資本計上

生産者が1年を超えて生産に使用するコンピューター・ソフトウェアについて、固定資本形成の推計対象に新たに含める。自社開発ソフトウェアは、社内使用であるため市場評価できない。推計は、開発労働者の人件費などを基に行う。経済活動別産出額、固定資本形成に計上する。

⑤ 固定資本減耗の時価評価の導入

国民経済計算において、簿価評価による計上を改め、国際基準に適合するよう、固定資産の推計（恒久棚卸法）から得られる時価評価による推計値を用いるよう変更された。

これに伴い、県民経済計算においても、時価評価（再取得価格）を用いることになった。